

**第1号営業（社交飲食店）、第7号営業（マージャン店）許可  
申請に必要な添付書類等（個人又は法人用）**

	名 称	部 数	備 考
1	住民票（管理者含む）	1	○本籍地及び世帯全員記載のもの ○申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※法人の場合、監査役を含む役員全員
2	身分（身元）証明書（管理者含む） （禁治産又は準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明）	1	○本籍地の市町村役場で取得 ○申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※法人の場合、監査役を含む役員全員
3	在留カード	1	○コピー（2倍の大きさで） ○表、裏1部必要
4	登記されていないことの証明書（管理者含む）	1	※法人の場合は監査役を含む役員全員
5	営業所の建物の全部事項証明書	1	
6	履歴事項全部証明書	1	※賃貸人が法人の場合に必要
7	履歴事項全部証明書	1	※申請者が法人場合に必要
8	定款	1	※申請者が法人場合に必要
9	委任状		住民票等を代理取得する場合に必要
10	使用承諾書（使用承諾書又は賃貸借契約書）		①賃 貸 人 ⇒ 賃借人 ②管理会社 ⇒ 賃借人 ③賃 貸 人 ⇒ 管理会社
11	営業所の賃貸借契約書又は公正証書	1	写し可
12	メニュー表、セット料金表 （カラオケ代が有料の場合はカラオケ代も記載）	1	
13	管理者の顔写真（裏面に生年月日、氏名）	1	縦3cm、横2.4cm カラー写真
14	食品営業許可書の写し	1	写し可（7号申請→不必要の場合有り）
15	風俗営業許可証 （申請者名義で他の営業所の許可を取っている場合）	1	
16	各階平面図（フロー図）		食品衛生法に係る営業許可申請の場合に必要

※管理者とは申請者に代わって業務の実施を統括管理するする人のことをいいます。  
個人の申請の場合、申請者と管理者が同一人である場合が多いです。

※入り口ドア付近に貼付する「18歳未満の者の立ち入りを禁止する」等のプレートが必要です。（貼付する位置は床から1.7mの高さ。）